

## 東温市統合型 GIS クラウドシステム構築業務提案選定評価基準

東温市統合型 GIS クラウドシステム構築業務に係る受託候補者の選定は、プレゼンテーション及びデモンストレーション、システム機能要件による技術点と価格点の合計を総評価点とし、総評価点が最も高い者から順に受託候補者及び次点者として決定する。

1 プレゼンテーション及びデモンストレーション、システム機能要件の採点方法  
実施要領「10 選定方法」に基づき、評価委員会の委員が採点を行う。

### 2 配点

総評価点は、100 点満点とし、得点配分については下記のとおりとする。

#### (1) 技術点 80点

NO	区分	評価項目
1	受託体制	受託実績、業務推進体制
2	システム構築	データ移行、セキュリティ対策
3	運用・保守	運用支援、保守体制
4	システム構成・操作 【デモンストレーション】	画面構成
		操作性
5	システム機能	機能要件

#### (2) 価格点 20 点

### 3 得点の算出方法

#### (1) 技術点のうち NO.1～NO.4 の採点

各評価委員が次の 5 段階で採点した技術点を合計し、評価委員の人数で除した点数を当該提案者の獲得した技術点とする。

- A 特に優れており十分満足できる提案である・・・配点×1.0
- B 優れている・・・配点×0.8
- C 普通である・・・配点×0.6
- D やや劣っている・・・配点×0.4
- E 劣っている・・・配点×0.2

#### (2) 技術点のうち NO.5 の採点

提案者から提出された「システム機能要件」の対応レベルに応じて次のとおり採点する。

対応レベル 適用区分	○ (実現可能)	△ (代替案で実現可能)	× (実現不可能)
必須機能	—	減点4点	失格
推奨機能	4点	2点	0点

システム機能要件評価点 = 25点 × (獲得点数 / 満点)

(3) 価格点については、次の方法で採点する。

価格点 = 20点 × (最低見積額 / 見積額)

(4) 技術点及び価格点それぞれについて、小数点第2位を四捨五入した小数点第1位までを有効点とする。

4 最高得点者が二者以上あった場合の決定方法

(1) 価格点の獲得点数により、受託候補者及び次点者を決定する。価格点の獲得点数が同点の場合、技術点のうちシステムデモンストレーション評価の獲得点数により、受託候補者及び次点者を決定する。

(2) 上記(1)により、受託候補者及び次点者が決定しない場合は、価格点、システムデモンストレーション評価及びシステム機能要件評価を総合的に判断し、受託候補者及び次点者を決定する。

5 受託候補者が最低限獲得すべき点数

(1) 最高得点者にあっても受託候補者は70点以上獲得しなければならない。

(2) 提案者が一者であった場合の受託候補者は75点以上獲得しなければならない。

6 評価は全て非公開で行うものとする。

なお、評価結果は、東温市プロポーザル方式実施取扱要綱（令和6年東温市告示第21号）第19条の規定に基づき、部分公開とする。

7 提案者は、評価に対して異議申し立て等はできないものとする。